農用地利用集積等促進計画の認可の一部取消

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第５項の規定に基づき令和７年 10 月 24 日付けで認可した農用地利用集積等促進計画のうち、令和７年度第 302 号に係る次の農地に関する部分を取り消します。

姫路市豊富町豊富字泉泓 3133 番 1
姫路市豊富町豊富字泉泓 3138 番 1
姫路市豊富町豊富字泉泓 3138 番 4
姫路市豊富町豊富字東畑 3094 番 1

令和８年 11 月４日
兵庫県知事　　齋　藤　元　彦